

宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部規程

- 第1条 この規程は、宮城県特別支援教育研究会則第2条の2に基づいて知的障害教育専門部に関する必要な事項を定める。
- 第2条 本会は、宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部（知障専門部）と称し、事務局を部長の委嘱する学校内に置く。
- 第3条 本会は、知的障害教育に関する研究・調査活動等を促進し、本県特別支援教育の振興を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 研究会、講習会等の開催
(2) 実態調査の実施
(3) 研究報告書等の刊行
(4) 資料及び図書の紹介及び交換
(5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 第5条 本会の会員は、次の通りとする。
(1) 県内の知的障害のある児童生徒に対する教育を主として行う特別支援学校、知的障害特別支援学級担任者
(2) 本会の趣旨に賛同する者
- 第6条 本会に次の役員を置く。
部長 1名、 副部長 4名、 運営委員 若干名、 常任運営委員 若干名、 専門委員 若干名、 監事 若干名、 事務局 若干名
- 第7条 部長、副部長及び監事は運営委員会において選出する。
運営委員は地区において選出する。
地区及び運営委員の人数は、別表の通りとする。
常任運営委員は、運営委員の中から部長が委嘱する。
- 第8条 部長は、本会を代表して会務を処理する。
副部長は、部長を補佐し、部長事故ある時は、これを代理する。
運営委員は、本会の重要事項を審議する。
専門委員は、部長の命を受けて、専門的事項について処理する。
事務局は、部長の命を受けて、本会の事務を処理する。
- 第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第10条 本会の会議は、運営委員会及び常任運営委員会とし、部長が招集する。
運営委員会は、最高の議決機関で、予算、決算、事業、研究等について審議する。常任運営委員会は、運営の企画と運営委員会において議決された事項の執行にあたるとともに、緊急事項について処理する。会議の議長は、その都度選出する。
- 第11条 本会の経費は、1学級あたり負担金600円（ただし、全日本特別支援教育研究連盟分担金250円を含む）、県特別支援教育研究会よりの補助金及びその他の

収入をもってあてる。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 本規程の改正は、運営委員会において行う。

附則1 本規定は、昭和40年5月18日より施行する

昭和41年4月28日	一部改正	平成10年2月17日	一部改正
同44年5月2日	一部改正	同10年6月19日	実施
同46年5月1日	一部改正	同11年2月17日	法令変更による一部改正
同48年5月2日	一部改正	同11年4月1日	実施
同50年5月18日	一部改正	同13年2月15日	一部改正
同51年6月11日	一部改正	同16年2月20日	一部改正
同52年5月6日	一部改正	同16年4月1日	実施
同54年6月13日	一部改正	同18年2月22日	一部改正
同56年2月16日	一部改正	同18年4月1日	実施
同56年6月9日	一部改正	同19年6月6日	法令変更による一部改正・実施
同57年6月2日	一部改正	同21年6月10日	学校名変更による一部改正・実施
同58年6月9日	一部改正	同22年2月10日	町村合併による一部改正・実施
同59年6月7日	一部改正	同26年6月4日	一部改正
同60年6月4日	一部改正	同28年6月1日	一部改正
		令和4年5月25日	一部改正

地区別運営委員数の内訳

地区等	内 訳	委員		内 訳	委員	
大河原	(白石・刈田) (角田・伊具) (柴田)	3	県立	光明支援学校	1	15
仙 台	(仙台北・東) 3	4		名取支援学校	1	
	(仙台南) 1			金成支援学校	1	
大 崎	(遠田) (加美) (大崎中部)	5		迫支援学校	1	
	(大崎西部) (大崎東部)			角田支援学校	1	
栗 原	(栗原)	2		石巻支援学校	1	
				気仙沼支援学校	1	
登 米	(登米)	2		古川支援学校	1	
				小牛田高等学園	1	
石 巻	(石巻)	2		利府支援学校	1	
			岩沼高等学園	1		
南三陸	(気仙沼) (南三陸)	2	山元支援学校	1		
			小松島支援学校	1		
仙台市	(仙台市小学校) 4	6	国立	宮教大附属特別支援学校	2	
			市立	鶴谷特別支援学校	1	
	私立		明和学園いずみ高等支援学校	1		
	私立		支援学校仙台みらい高等学園	1		
	(仙台市中学校) 2		合 計	46		